

統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の善行褒賞に関する達を次のとおり定める。

平成20年6月4日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の善行褒賞に関する達

改正 令和元年6月24日 自衛隊統合達第3号
令和4年3月16日 自衛隊統合達第2号

(趣旨)

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員(以下「隊員」という。)で善行があった場合、当該隊員を褒賞し、その行為を顕彰するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この達において「善行」とは、隊員の個人としての道德上の模範的行為をいい、「表彰等に関する訓令」(昭和30年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。)により表彰の対象となる隊員の功労及び職務精励を含まないものとする。

(善行褒賞権者)

第3条 善行褒賞権者は、「訓令」第10条の規定による表彰権者とし、その褒賞範囲は、その指揮監督下にある隊員とする。

(善行褒賞の基準)

第4条 善行褒賞は、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 人命救助をした場合
- (2) 消火作業をした場合
- (3) 犯人逮捕に協力した場合
- (4) 社会事業に寄与した場合(慈善行為を含む。)
- (5) その他善行があった場合

(善行褒賞の手続)

第5条 所属長(善行褒賞権者の直近下位の長をいう。)は、その指揮監督下にある隊員が前条に定める各号の一に該当すると認められる場合は、善行褒賞権者に上申するものとする。

(善行褒賞上申事項)

第6条 前条の上申に当たっては、次の事項を記載するものとする。

- (1) 善行のあった隊員の所属、官職、氏名
 - (2) 善行の内容
 - (3) 善行が部内及び部外に与えた影響
 - (4) 善行のあった隊員の平素の勤務状況及び履歴の概要
 - (5) その他参考となる事項
- (善行褒賞の実施)

第7条 善行褒賞を実施する場合は、善行褒賞権者は、善行のあった隊員に善行褒賞状を授与し、かつ、その旨を告知するものとする。

(善行褒賞状の様式)

第8条 善行褒賞状の記載例及び様式は別紙の例による。

附 則

この達は、平成20年6月4日から施行し、同年3月26日から適用する。

附 則 (令和元年6月24日自衛隊統合達第3号)

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日自衛隊統合達第2号)

この達は、令和4年3月17日から施行する。

別紙

第 号

善行褒賞状

自衛隊サイバー防衛隊ネットワーク運用隊

二等〇曹 山川 太郎

右は令和二十年七月三十日〇〇川に転落した小児を発見するや直ちに身をていして救難にあたりよくその貴重な生命を救った
その献身的行為は真に模範たる善行と認められるのでここに褒賞する

令和二十年八月四日

自衛隊サイバー防衛隊ネットワーク運用隊長

一等〇佐 統合 一郎

注

- 一 整理番号は、発行順に番号をつける。
- 二 紙質は、上質のものをいい、B4版とし、適宜縁飾をつけることができる。